

議案第 19 号

富津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
富津市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 24 年 2 月 21 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

都市公園に係る占用料の徴収に係る規定を整備することによりその徴収を適正に行うため、条例の一部を改正するものである。

富津市都市公園条例の一部を改正する条例

富津市都市公園条例（昭和51年富津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定による改正後の富津市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。